



令和7年度版

ハロートレーニング  
— 急がば学べ —

貴社のトレーニング力を活かして、  
早期就職を目指す求職者のスキルアップのサポートをしませんか？

# 求職者支援訓練のご案内

## 求職者支援訓練とは？

求職者の方などが、職業訓練によるスキルアップを通じて、早期就職を目指すための制度です。  
民間教育訓練機関は、厚生労働省の認定を受けた職業訓練を実施します。

★受講者は無料で訓練を受けられます。(テキスト代等は除く)

また、一定要件を満たせば、訓練期間中、職業訓練受講給付金又は雇用保険の失業給付が受けられます。

★訓練実施機関は訓練が適切に行われた場合、奨励金の支給を受けられます。

★実践コースについては、eラーニングやオンラインの形式で訓練を実施することが可能です。

また、eラーニングコース及びオンライン訓練※では、すべての訓練実施日を通信の方法で行うことも可能です。

※オンライン訓練のみ令和7年3月31日迄に開講するコースに限られます

### 求職者支援訓練の メリット

貴社の特徴にあわせて、訓練コースを設定できます。

- ・人材、施設を有効活用できます。
- ・訓練にあわせて各種奨励金が用意されています。

### 当機構が訓練の運営を サポートします！

- ・訓練内容や申請書類についての相談・認定申請時の説明会の開催
- ・訓練運営や受講者指導のノウハウに関する講習の実施 など

実施機関のみなさまから、  
続々反響!!

講師のスキルを活かし、  
事業拡大ができました。

修了生の就職企業から  
感謝の声をいただき、  
訓練を実施して良かったと  
実感しました。

空き教室や設備を  
有効に活用することが  
できました。

この制度を利用して、全国約 **650** の民間教育訓練機関が訓練を実施しています。

※令和4年度実績



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部

〒263-0004 千葉市稲毛区六方町274番地

TEL : 043-422-7774 FAX : 043-422-7807

HP : <https://www.jeed.go.jp/location/shibu/chiba/kan.html>



# 求職者支援訓練を開講するまでの流れ

## (1) 求職者支援訓練の開講に向けた相談

新規に開講を検討している教育訓練機関等の方からのご相談を随時受け付けております。

- ◆ 電話 (043-422-7774) でご連絡をお願いします。
- ◆ 詳しい説明をご希望の場合は、ご予約をお願いいたします。

内 容 ・ 求職者支援制度の概要  
・ 求職者支援訓練の認定基準 (※) と申請書  
・ 提出に当たっての留意事項  
・ 求職者支援訓練に係る申請スケジュール等

## (2) 千葉支部に求職者支援訓練の認定申請書を提出

- ☑ 認定基準を満たす訓練計画を策定し、受付期間内に申請書及び添付書類を千葉支部に提出します。  
(メール又は持参による提出)

認定申請書の作成の相談を随時受け付けています。



## (3) 認定申請書の審査

- ☑ 申請書類の修正依頼や確認を行う場合があります。

## (4) 求職者支援訓練の認定

- ☑ 認定された訓練コース情報は、ハローワークインターネットサービス <https://www.hellowork.mhlw.go.jp> に掲載します。
- ☑ 審査結果や認定申請状況により、認定されない場合もあります。

## (5) 受講者の募集

- ☑ ハローワークなどへのコース案内配布、受講希望者への見学、説明会開催など実施してください。

## (6) 受講者の選考

- ☑ 訓練実施機関で受講者の選考を実施し、選考結果を受講申込者・ハローワーク・千葉支部に通知してください。
- ☑ 選考は、受講申込者全員に対して、面接、筆記試験など適切な方法により行ってください。

## (7) 求職者支援訓練の開講

- ☑ 認定を受けた内容のとおり訓練を実施してください。
- ※千葉支部では、開講後も訓練運営や指導方法のノウハウに関する講習等、訓練運営上のサポートを行っています。

### ※認定基準の項目の例

#### ● 訓練実績

- ☑ 過去3年以内に実施した同期間、同時間程度の訓練実績が必要です。
- ・ 同程度の訓練は、訓練期間及び総訓練時間 (企業実習、職業能力開発講習を除く) が、申請する求職者支援訓練の7割以上あり、訓練内容が職業能力の開発及び向上に効果的な内容であることが必要です。
- ・ 同一の受講者に対して提供した訓練期間及び訓練時間を合算できる場合があります。

#### ● 業務運営体制の構築、責任者の配置

- ☑ 講師、施設責任者、就職支援責任者 (キャリアコンサルティングの有資格者が望ましい)、苦情処理者、事務担当者 (常駐) の配置が必要です (一部兼任可能)。就職支援責任者が有資格者ではない場合は、有資格のキャリアコンサルティング担当者 (外部委託可) を別に配置することが必要です。なお、キャリアコンサルティング担当者を外部委託する場合は、以下URLからキャリアコンサルタントの検索が可能です。

<https://careerconsultant.mhlw.go.jp/search/Matching/CareerSearchPage>

#### ● 施設及び設備 (※)

- ☑ 訓練を実施する教室は、受講者1人当たり1.65㎡以上で、全面禁煙となります。
- ☑ 事務担当者等が業務を行う事務室は、教室や実習室とは別の部屋として完全に分離され、同一または近隣の建物内に整備されていることが必要です。
- ☑ 受講者が快適に受講できる照明、空調・換気、トイレ (男女別) 洗面所等の施設・設備が必要です。

※eラーニングコースで、すべての訓練実施日を通信の方法で行う場合は、設定が不要です。

#### ● 民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修の受講又はISO29993及びISO21001の取得等

- ☑ 申請する訓練実施施設の責任者、就職支援責任者、申請者と直接雇用関係のある講師または事務担当者のいずれかが受講及び修了 (※) していなければ申請することができません。 (又ISO29993及びISO21001の取得等ガイドライン研修と同程度以上の民間教育訓練機関の質保証・向上の取組を行っていることが必要です) ※令和2年度までに受講及び修了した場合の本研修の受講証明書の有効期限は5年、令和3年度以降に受講及び修了した場合は3年となります。



# 訓練の種類について知りたい!

就職に関する基礎的な知識や技能を習得する訓練コース

特定の職種に必要な基礎的・実践的な技能等を習得する訓練コース



## 訓練カリキュラム

| 基礎コース(2~4カ月)               | 実践コース(2~6カ月※2)  |
|----------------------------|-----------------|
| 社会人スキルを身につける職業能力開発講習 ※1の設定 | 職業能力開発講習の設定は不可  |
| 職業スキル(学科・実技)               | 職業スキル(学科・実技)    |
| 職場見学・職場体験・職業人講話            | 職場見学・職場体験・職業人講話 |
| 企業実習 ※任意設定                 | 企業実習 ※任意設定      |
| 就職支援(個別相談等)                | 就職支援(個別相談等)     |

※1 職業能力開発講習とは、社会人としてのビジネスマナーやコミュニケーション能力等を身につけるための訓練です。(訓練1か月目以外の時期に実施する場合は、訓練期間中の何れかの時期に終日合計20日設定する必要があります)

※2 実践コースの全分野において、オンライン(同時双方向型)及びeラーニングコースを設定することができます。(裏面「オンライン訓練コース及びeラーニングコースの具体的内容について」参照)



修了後に想定する職業・職種により、訓練分野(その他分野も可)を設定します。(基礎コース・実践コース共通)

| 訓練分野             | 想定する職業・職種(例)                     | 訓練分野         | 想定する職業・職種(例)       |
|------------------|----------------------------------|--------------|--------------------|
| 介護・医療・福祉分野<br>※1 | 訪問介護職、施設介護員                      | 営業・販売・事務分野   | 経理事務員、小売店販売員       |
| IT分野※2           | Javaプログラマー、社内システムエンジニア、Webプログラマー | デザイン分野<br>※3 | Webデザイナー、Webクリエイター |
| 医療事務分野           | 医療事務員                            | 理容・美容関連分野    | エステティシャン、ネイリスト     |

★1日の訓練時間は、原則として3~6時間、1カ月80時間以上の訓練時間数を設定する必要があります。

★託児サービス支援付きの訓練等、訓練実施機関の特徴に合わせたコース設定ができます。

※1 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに開講した介護分野における訓練コースで一定の要件を満たした場合は、「職場見学等促進奨励金」が特例措置により1人につき1月あたり1万円上乗せされます。

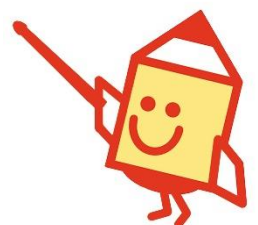
※2・3 令和9年3月31日までの間に開始したIT分野又はデザイン分野(WEBデザインの訓練コース)における訓練コースで、一定の要件を満たした場合、以下記載の基本奨励金が特例措置により1人につき、ひと月あたり1万円上乗せされます。また、一定の要件を満たす企業実習を一定期間実施した場合に、実習促進奨励金が支給されます。

## 初めてのご申請時にご確認頂きたい資料について

### 認定申請書の作成・提出に当たっての留意点

- ① 求職者支援訓練の認定申請書及び認定後の各種書類の提出方法について (PDF 113 KB)
- ② 新規に求職者支援訓練を申請する際の留意点 (必ずお読みください) (PDF 226 KB)
- ③ 認定申請書の作成・提出に当たっての留意点 (必ずお読みください) (PDF 177 KB)
- ④ 求職者支援訓練申請に関するチェックリスト (Word 26 KB)
- ⑤ 求職者支援訓練申請に関するチェックリスト (eラーニング) (Word 29 KB)

初めてご申請を頂く機関様に向けて、申請の留意点をまとめた資料やチェックリストを用意しています!ホームページ内に資料がありますので、ぜひご参考になさってください。





# オンライン訓練コース及びeラーニングコースの具体的内容について

|              | ①オンライン訓練コース                                                                                                                      | ②eラーニングコース                                                                                                                |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 概要           | 通常の訓練の一部を同時双方向型（講師と受講者が映像や音声により互いに遣り取りを行う。）で通信機器を使用して実施する訓練                                                                      | 主にオンデマンド形式（録画された映像を受講者が任意のタイミングで視聴する。）で受講する訓練<br>※一度も通所しない訓練の実施も可能                                                        |
| 訓練校にとってのメリット | 認定申請時に混在型（オンライン受講か通所受講か受講者が選択）と単独型（全員がオンライン受講）を選択でき、単独型のオンライン実施日は、教室等の確保が不要となること。                                                | ①LMS等により、受講管理が容易になること。<br>②講師や事務担当者等、フルタイムでの対応が不要<br>③教室等の確保が不要※<br>④全国の受講者募集可能※<br>※③・④は通所訓練を実施しない場合に限る。                 |
| 受講者にとってのメリット | ・オンライン訓練と併せ、通所による訓練を受講することにより、訓練効果が高まる。<br>・オンライン実施日は、通所するための時間や費用が発生しない。                                                        | ①自分のタイミングで受講が可能となり、仕事、育児、介護中の方でも訓練が受講しやすくなる。<br>②理解しにくい部分について、繰り返し学習することが可能となる。<br>③通所の設定がない訓練の場合、通所するための時間や費用が発生しない。     |
| 受講対象者        | 全ての求職者が対象（主に雇用保険を受給できない方）                                                                                                        | ①～③のいずれかに該当する方<br>①育児・介護中の方<br>②通所可能な範囲に訓練実施機関がない方<br>③在職中の方等、特に配慮を必要とする方（※）<br>※雇用保険被保険者は対象外。                            |
| 対象コース        | 実践コースにおける全ての訓練コース                                                                                                                |                                                                                                                           |
| 訓練月数         | 2か月～6か月                                                                                                                          | 2か月～6か月                                                                                                                   |
| 訓練時間         | ・月80時間以上<br>・原則1日3～6時間                                                                                                           | ・月80時間以上<br>・1日の訓練時間の定めなし                                                                                                 |
| 受講者への機器の貸与   | ・機器の貸与は任意であるが、貸与する場合は「受講定員分の貸与ができること」が必要。また、無償貸与と有償貸与が可能。なお、eラーニングコースにおいて、パソコン等通信機器を受講者に貸与した場合、要した経費の額に対して「情報通信機器整備奨励金」が支給されること。 |                                                                                                                           |
| その他留意点       | 通所の方法による訓練時間を総訓練時間の20%以上（※）、設定する必要があること。※令和7年3月31日までに開講するコースに限り0%から設定が可能。                                                        | ・受講に1週間程度の期間を要する分量で、かつ、その内容に関連性が認められる内容ごとに「ユニット」を設定する必要があること。<br>・週に1度対面指導を実施する必要があること。<br>・LMS等により、受講状況や教材等を管理する必要があること。 |

## 訓練実施奨励金について

### 訓練実施奨励金とは？

訓練実施機関は、都道府県労働局から受講者数や就職率に応じた訓練実施奨励金の支給が受けられます。詳しくは都道府県労働局にお問い合わせください。

#### ①基本奨励金

・基礎コース6万円×受講者数×月 ・実践コース5万円×受講者数×月

#### ②付加奨励金(実践コースのみ)

修了者等の雇用保険適用就職率に応じた額

・35～59% 1万円×受講者数×月 ・60%以上 2万円×受講者数×月

#### ③保育奨励金(託児サービス支援付きの訓練を実施した場合)

子1名当たり6万6千円を上限とした実費

